

地方分権改革「提案募集方式」 に関する提案

平成30年6月

徳島県

地方分権改革「提案募集方式」の概要

趣旨

地方分権改革については、国の設置する「地方分権改革推進委員会」の「勧告」等に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に関して、4次にわたる一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）など、「国主導」で進められてきた。

国においては、個性を活かし自立した地方をつくるためには、社会経済情勢の変化に対応して、地方の声を踏まえつつ、更なる「地方分権改革」を推進する必要があるとの方針を示している。

このため、新たな局面を迎える「地方分権改革」においては、地方の発意に根ざした取組を推進することとし、「委員会勧告方式」に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入されることとなった。

提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
- ②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

募集期間

平成30年2月20日（火）～6月5日（火）

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)①

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
1	危機管理部	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律	環境省 厚生労働省
2	県民環境部	水素エネルギーの普及に向けた規制緩和(水素ステーションの耐圧部品等の材料)	水素ステーション整備に必要な耐圧部品をはじめとする材料について、海外において安全性が確認された汎用品についても使用が可能となるよう、対象拡大を図る。	平成29年12月に決定した「水素基本戦略」では、水素ステーションの整備目標として、2020年に160ヶ所、2030年に900ヶ所としているが、2017年時点で90ヶ所あまりにとどまっており、今後の整備促進に向けてコスト低減が大きな課題となっている。 水素ステーションの耐圧部品等の材料については、海外において十分な評価を得ていても、国の基準を満たしていなければ使用できず、コスト増大を招いている。	高圧ガス保安法	経済産業省
3	県民環境部	水素エネルギーの普及に向けた規制緩和(水素ステーションの保安検査)	水素ステーションの保安検査内容について、天然ガススタンドと同程度のものとして取り扱い、検査基準の緩和を図る。	水素ステーションは年1回の保安検査で30日程度の休業が必要であり、FCVユーザーはその間、自動車を利用できないという極めて不便な状況に陥っている。また、検査費用もかさみ、水素ステーションの維持管理コストを押し上げている。	高圧ガス保安法	経済産業省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)②

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
4	農林水産部	保安林に関する事務の権限移譲	林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	国有林と民有林が混在する区域(河川の氾濫防止を目的とした水害防備保安林等)において、公共事業(築堤等)の完了に伴い法第26条の2第1項により保安林を解除しようとする場合、権限が農林水産大臣と都道府県知事に重複することになり、事務が繁雑となる。	森林法	農林水産省
5	農林水産部	保安林に関する事務の権限移譲	公益上の理由により必要が生じたときに保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	道路の開設・改良をはじめとする公共事業は各種法令等に則して行われ、保安林機能の維持・強化に資することも多いにも関わらず、重要流域であるか否かによって解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に区別されており、行政の一体性が損なわれている。	森林法	農林水産省
6	国土整備部	訪日外国人等の二次交通を確保するための規制緩和	自家用有償旅客運送の実施主体に、地域の公共交通会議で認められた旅館事業者等の民間事業者を加える。	中山間地域では、二次交通の確保が困難な状況にあることから、例えば旅館事業者などが保有する車両を有効活用できるようにする。	地域公共交通活性化再生法 道路運送法	国土交通省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)③

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
7	教育委員会	地方と都市の学校を自由に行き来できる「デュアルスクール」制度の創設	地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する当該特別の教育課程に係る授業とみなす。	地方への新しいひとの流れをつくり、教育における地方創生の実現につながる。	学校教育法施行規則	文部科学省